

評価性引当金算定要領

(目的)

第1 この要領は、「愛知県財務諸表作成基準」に基づき、計上する引当金のうち、当該引当金の残高を貸借対照表の資産の部に計上する引当金（以下「評価性引当金」という。）の計上方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2 この要領は、評価性引当金のうち、未収金の控除科目である「不納欠損引当金」、貸付金並びに破産更生債権等の控除科目である「貸倒引当金」及び有価証券・出資金の控除科目である「投資損失引当金」を対象とする。

(不納欠損引当金の計上方法)

第3 「不納欠損引当金」は、個人・法人など個別の団体に対する未収金及び多数の相手に対する同種の未収金に区分の上、以下の算定方法により計上する。

(1) 個人・個別の団体に対する未収金

債権の種類を一般債権、回収不能懸念債権、破産更生債権等に区分の上、債権の区分ごとに見積もるものとする。債権の区分基準は、別表のとおりとする。

ア 一般債権

以下の算式により過去3か年の不納欠損実績率を算出し、その率に決算日の未収金残高を乗じて算出する。

N年度の不納欠損実績率 **(小数点第4位未満を切り上げ)**

$$= \left\{ \frac{\text{不納欠損額の合計 (N-2年度)}}{\text{未収金年度末残高 (N-3年度)}} + \frac{\text{同 (N-1年度)}}{\text{同 (N-2年度)}} + \frac{\text{同 (N年度)}}{\text{同 (N-1年度)}} \right\} \div 3$$

イ 回収不能懸念債権

債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いたものに、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して回収不能見込率を算定し、

その数値を掛けた金額を計上する。但し、合理的に回収不能見込率を算定することが困難な場合、50%を掛けた金額を計上する。

ウ 破産更生債権等

債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いた金額全額を計上する。

なお、貸付金に係る未収金の場合は、その未収金を「破産更生債権等」に振り替えた上で、債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いた金額全額を「貸倒引当金」に計上する。

(2) 多数の相手に対する同種の未収金

債権の種類を現年度調定分、過年度調定分に区分の上、債権の区分ごとに見積もるものとする。

ア 現年度調定分

以下の算式により過去3か年の不納欠損実績率を算出し、その率に決算日の未収金残高を乗じて算出するものとする。

N年度の不納欠損実績率 (小数点第4位未満を切り上げ)

$$= \left\{ \frac{\text{不納欠損額の合計 (N-2年度)}}{\text{未収金年度末残高 (N-3年度)}} + \frac{\text{同 (N-1年度)}}{\text{同 (N-2年度)}} + \frac{\text{同 (N年度)}}{\text{同 (N-1年度)}} \right\} \div 3$$

イ 過年度調定分

債権額に50%を掛けた金額を計上する。

2 前項の計上方法については、他に合理的な算定方法がある場合は、これによらないこともできる。

3 不納欠損処分をする場合は、不納欠損額を「未収金」残高から直接減額するとともに、同額を「不納欠損引当金」から取り崩すものとする。

なお、この場合に、当該債権に係る前期末の引当金が当期不納欠損額に不足する場合、当該不足額を「不納欠損引当金」から「不納欠損額」に振り替え、「経常費用」として行政コスト計算書に計上するものとする。

(貸倒引当金の計上方法)

第4 「貸倒引当金」は、外郭団体など個別の団体に貸し付けているもの及び多数の相手に同種の貸付を行っているものに区分の上、以下の算定方法により計上する。

なお、引き当ての対象となる貸付金が短期貸付金と長期貸付金に区分して計上される場合は、貸倒引当金は、原則として一括して算定の上、当該貸付金の比率により按分して計上する。

(1) 個別の団体への貸付金

債権の種類を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分の上、債権の区分ごとに見積もるものとする。債権の区分基準は、別表のとおりとする。

ア 一般債権

以下の算式により過去3か年の貸倒実績率を算出し、その率に決算日の貸付金残高を乗じて算出する。

N年度の貸倒実績率 **(小数点第4位未満を切り上げ)**

$$= \left(\frac{\text{免除又は}}{\text{債権放棄実績額の合計 (N-2年度)}} + \frac{\text{同 (N-1年度)}}{\text{貸付金年度末残高 (N-3年度)}} + \frac{\text{同 (N年度)}}{\text{同 (N-2年度)}} \right) \div 3$$

イ 貸倒懸念債権

債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いたものに、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見込率を算定し、その数値を掛けた金額を計上する。但し、合理的に貸倒見込率を算定することが困難な場合、50%を掛けた金額を計上する。

ウ 破産更生債権等

貸付金を「破産更生債権等」に振り替えた上で、債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いた金額全額を「貸倒引当金」に計上する。

(2) 多数の相手に同種の貸付を行っているもの

以下の算式により過去3か年の貸倒実績率を算出し、その率に決算日の貸付金残高を乗じて算出するものとする。

N年度の貸倒実績率 (小数点第4位未満を切り上げ)

$$= \left\{ \frac{\text{免除又は}}{\text{債権放棄実績額の合計 (N-2年度)}} + \frac{\text{同 (N-1年度)}}{\text{貸付金年度末残高 (N-3年度)}} + \frac{\text{同 (N年度)}}{\text{同 (N-2年度)}} \right\} \div 3$$

- 2 前項の計上方法については、他に合理的な算定方法がある場合は、これによらないこともできる。

(投資損失引当金の計上)

第5 出資先が連結対象法人又は他会計で、次の場合は、実質価額（「有価証券・出資金評価算定要領」第4(2)に規定する「実質価額」をいう。以下、同じ。）と貸借対照表価額の差額を「投資損失引当金」として計上することとする。

- (1) 実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときに、健全性の観点から、これに対応して引当金を計上する場合
- (2) 実質価額が著しく低下しているものの、回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかった場合で、可能性の判断が万全ではなく、健全性の観点から、リスクに備えて引当金を計上する必要があると認める場合
- 2 前項の計上方法については、他に合理的な算定方法がある場合は、これによらないこともできる。
- 3 「投資損失引当金」を計上した後、実質価額が著しく低下し、回復可能性が見込めないこととなった場合は、当該引当金を取り崩し、当該出資金等を減損処理しなければならない。
- 4 「投資損失引当金」を計上した後、財政状態が改善し、実質価額が回復した場合は、回復部分に見合う額の引当金を戻し入れなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 債権の区分基準（第3及び第4関係）

債権の区分	区分基準
一般債権	・回収不能懸念債権、貸倒懸念債権又は破産更生債権等以外の債権
回収不能懸念債権 貸倒懸念債権	・債務の弁済がおおむね1年以上延滞している債権 ・弁済期間の延長など債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている債権 ・その他債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権等	・経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

(注) 同一債務者に対する債権（「未収金債権」と「貸付金債権」）の区分は、原則、同一にする必要があります。